

大阪市立南田辺小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、児童を「自らの向上を目指し、精進、努力する子」「学び合い、深め合う子ども」に育てるために「南田辺小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① 「いじめ」は、人間として絶対に許されない行為であり、人権にかかわる重大な問題である。
- ② あくまでも、いじめられている児童の立場にたつ。
- ③ 「いじめ」の問題は、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ④ 学校が中心となり、学校・保護者・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こり得る、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

○個に応じた指導や学習形態の工夫を通して、「わかる授業」づくりを行う。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

○互いに支え合い生活する集団を育成するために、一人一人を大切にされた教育活動を進める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育や学級活動を通して、他者への思いやりの心を育み、生命の大切さや社会のルールを身につけさせる。
- ② 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させる指導を行う。
- ③ 情報モラルに関する指導を学年の発達段階に応じて系統的に行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童との接触場面を多くする。
- ② 児童の心を見通す力量を身につける。
- ③ 定期的なアンケート調査を実施する。
- ④ 外部機関と連携する。
- ⑤ いじめ相談窓口を周知する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を管理職へ報告する体制を確立する。
- ② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり（情報の共有化・教職員の連携等）を行う。
- ③ 警察などの関係機関との連携を行う。
- ④ 家庭・地域との連携を行う。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生活指導情報交換会」（職員会議後）

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報を交換し、共通理解を図り、「チーム南田辺」として統一のとれた指導を行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認など定期的に検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

〈校内構成員〉校長、教頭、教務主任、生活指導部長、養護教諭、学年主任、

その他関係職員（人権教育主担、特別支援教育主任、学級担任等）

〈校外構成員〉スクールソーシャルワーカー、教育委員会担当指導主事、関係機関の助言者等

〈役割〉・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

月	「いじめ防止対策委員会」の取組	その他、全教職員での取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 ・いじめ未然防止への取組内容の検討 ・望ましい集団づくりのための取組内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関担当者の把握 ・いじめ等問題行動に対する学校の方針を保護者へ説明 (PTA総会)
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査 (児童)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み前までの取組の反省と夏休み後の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業力アンケート調査
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中の児童の様子について情報交換
9月		
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査 (児童)
11月		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み前までの取組の反省と冬休み後の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業力アンケート調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取組の反省と次年度の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休みの児童の様子についての情報交換
2月		<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に関する児童・保護者アンケート調査
<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の職員会議で生活指導情報交換会 ・学校生活向上のための話し合い（生活指導部会、月1回） ・児童の1日の振り返り（毎日、帰りの会） ・人権教育実践研修会 		

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① いじめ問題が起きた時には、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめホットライン」等の外部の相談窓口の活用を提案する。
- ③ 学級懇談会において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、PTA研修会やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。
- ④ 学校協議会において、いじめの実態などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、保護者や地域との対策を推進する。

(3) 取組内容の検証

- 「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、取組についてPDCAサイクルで検証する。

7. 重大事案への対処

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

： (児童が自殺を企画した場合等)

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

： (不登校の定義を踏まえた年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合)

以上のような重大な事案に対しては、次の対処を行う。

- ア. 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- イ. 速やかに教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ. 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ. 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ (例)

